

寒いのか、温かいのか…？



研究所
KOBEB北・コミュニティデザインLab.

社会福祉法人陽気会

巻頭言—モラル・エンハンスメント—

私たちは、特別に意識していなくても、独立した自律的な存在として、お互いに個人の尊厳や権利、選択の自由を尊重し、他者と同意したり合意したことを守ることで、社会生活を営んでいます。このような個人主義的でありベラルな考え方は、思いのほか私たちの生活に浸透しています。その原型は、この巻頭言でもよく取り上げるイマヌエル・カントにあります。カントは「自由とは自律的ということであり、自律的とはみずから与えた法に統治されることだ」としています（サンデル『これからの「正義」の話しよう』、p.337）。また、個人々人を縛る伝統からも「自由」であるべきで、善き生き方や「善」の内容を断定せず、「中立」であることを重視しますが、自分が意志し、同意してかかわったことには「責任」を持たねばなりません。確かにこうした主張には、説得力があります。

とはいえ、たとえば自分が意志したわけではないこと、同意したことではないことについては、「責任」は生じないのでしょうか。「中立」であり続けられるのでしょうか。二人の子どもが溺れているところに出くわしたとします。一人は自分の子どもで、もう一人は知らない子どもなのですが、どちらかしか助けることができないという状況です。こうした場合、人命救助において、「中立」に対応するためには、コインでも投げて、助ける子どもを決めるべきなののでしょうか。あるいは、自分の子どもを優先して救助することは「正義」に反することだといえるのでしょうか（サンデル、pp.354-355）。

おそらくそうした状況では、ほとんどの人が我が子を助けます。親としての我が子に対する特別な愛情があり、責任や義務があると認識されているためです。また職場の同僚が業務において先方に迷惑をかけていたり、極端な場合、なんらかの事件を起こしたようなときには、「恥ずかしい」と感じたり、「気まずい」気持ちになります。逆に自分の母校、あるいは郷里の高校が甲子園で優勝したり、近しい人が表彰されたりするような場合には「誇り」に思えます。このように私たちは、自分が所属しているさまざまなコミュニティには、たとえ意識しなくても特別な感情を抱くのです（サンデル、p.369）。

こうしたことをふまえると、あたり前のことではあるのですが、私たちは無色透明な他者とそれぞれに均質な関係を形成しているのではなく、この「私」としての他者の存在やその意味には濃淡があり、他者との距離の取り方もまちまちなのです。しかも、そうしたことは個人の意志に基づく選択や同意を超えたところで作用しているのです。



アラスデア・マッキンタイア (Alasdair MacIntyre 1929- 2025) は、『美德なき時代』(1981=篠崎榮 新装訳 2021、みすず書房) は、「人間は物語る存在だ」として「私の人生の物語はつねに、私のアイデンティティの源であるコミュニティの物語のなかに埋め込まれている」と述べています（同書、p.205）。そして、「われわれはみな、特定の社会的アイデンティの担い手として自分の置かれた状況に対処する。…私にとっての善いことはそうした役割を生きる人にとっての善であるはずだ」とも述べています（同書、pp.204-205）。このマッキンタイアやサンデルの主張や理論は、「コミュニタリアニズム(共同体主義)」としてカテゴライズされています。カントや、改めて論じますが『正義論』(1971)を著したジョン・ロールズ (John B.Rawls 1921-2002) に代表される現代リベラリズム論に異を唱え、目的や美德、共通善の観点などから正義を論じているのです。

さて、マッキンタイアは、今日では「徳を身につける場」が消失してしまったとしています。それに対してサンデルは、対処法としてアリストテレスを参照しつつ、「政治の目的は、まさに人々が人間の特有の能力と美德を養えるようにすることだ。共通善について熟慮し、実践的判断能力を身につけ、自治に参加し、コミュニティ全体の運命に関心を持てるようにすることだ」(サンデル、pp. 305-306) として、「美德を身につける第一歩は、実行することだ。…われわれは正しい行動をすることで正しくなり、節度ある行動をすることで節を身につけ、勇敢な行動をすることで勇敢になる」(サンデル、p.311) と述べています。まさに「徳のある人のように振る舞うことが、徳のある行為の条件である」(古田ほか 2025、p.196) といえます。私たちは愚かな行為を繰り返し、まるで成長していないのかもしれませんが、しかし、「よい社会」を希求し続けてもいます。だから個人々人が徳のある人を目指し、そうした「モラル・エンハンスメント」(道徳的能力の強化)の輪を広げてゆきたいですね。

KDD ラボ代表 松端 克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋 今月のテーマ：「頼れる身寄りのない高齢者等」の 対応のための制度改正

◆社会保障審議会福祉部会報告書

12月15日に開催された社会保障審議会・福祉部会では、厚生労働省より、2040年を見据えて、地域共生社会の更なる展開に向けてなど、次のような6つの観点からまとめた報告書案が提示され、大筋で了承されている。

1. 地域共生社会の更なる展開について
2. 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について
3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について
4. 災害に備えた福祉的支援体制について
5. 共同募金事業の在り方について
6. 介護人材の確保・育成・定着について

このなかでも、今回は「頼れる身寄りのない高齢者等」の対応のための制度改正を中心にとりあげる。

◆65歳以上の高齢者がピークになる2040年

今日、人口減少が進展しているが、いわゆる団塊ジュニア世代(1971~1974年生まれ)が2040年には、65歳になり、高齢者数がピークを迎えるとともに、高齢世帯や生涯未婚世帯をはじめとした単身世帯の増加が見込まれている。また、医療・介護、住まい、貧困など複数の地域生活課題を抱える世帯が増加しているため、福祉ニーズは一層多様化・複雑化してきている。

単身世帯の増加は、これまでの日本の福祉において「含み資産」ともいわれてきた家族・親族(血縁)のネットワークが機能しなくなってきたことを意味する。そして同時に地縁や社縁といったコミュニティの互助機能も衰退しているために「人と人が支え合う、新たな繋がりを生み出すこと」が求められているといえる。

このほかにも地域社会の衰退、介護人材も含めた専門職や地域での活動を担う人材の不足など、さまざま社会問題が今後よりいっそう深刻化していくことが予測される。

◆頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

今日では、単身世帯が最も多くなっており、全世帯に占める割合も3分の1を超えるようになってる。こうした単身世帯化は、「頼れる身寄り」がいないこととほぼイコールであり、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる下記のような日常的な手続等への支援(支え)が受けられなくなることでもある。

- ・金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活の支援
- ・円滑な入院・入所の手続等の支援
- ・死後事務の支援 など

また、成年後見制度についても、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において見直しに向けた調査・審議が進められているが、成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためにも、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させ、地域福祉における新たな連携・協力体制の構築によ

る「生活支援・意思決定支援」の在り方についても検討することが求められている。

すでに公表されてる「地域共生社会の在り方検討会議」の「中間とりまとめ」(2025年7月)においても、頼れる身寄りがいない高齢者など判断能力が不十分な人も、人生の最期まで安心して歳を重ね、自分らしく地域で自立した生活を送るためには、全国どこでも・だれもが安心して利用できる①日常的な金銭管理支援、②福祉サービス等の利用支援、③入院・入所手続支援などの生活支援や、④死後事務の支援が必要であるということが確認されている。

◆「新たな事業」の創設

こうした支援はこれまでは主として家族・親族により行われてきたが、家族・親族の扶養機能が低下してきているなかで、身元保証(入院・施設入所時の保証人)、日常生活支援(通院付き添い、買い物代行)、死後事務(葬儀、遺品整理、行政手続き)などを家族代わりに行う「高齢者等終身サポート事業」が民間サービスとして普及している。しかし、費用負担が求められることもあり、十分にニーズに対応できていないわけではない。また社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業(日自事業)では、本人に寄り添い、見守り、意思決定支援が行われているが、利用待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあること、専門員、生活支援員の確保に課題があるなど、やはりニーズに十分に答えることはできていない状況にある。

そこで新たな対応策として厚生労働省からは、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、福祉サービス利用援助事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業(「新たな事業」)を社会福祉法に位置づけ、一定の公的関与のもとで社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施できるようにすることが提案されている。

その際、資力が十分でなくても支援の必要性がある者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業(「無低事業」)とすることが必要であるとされている。無低事業の要件としては、「事業者において事業の利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できるようにすること」が適当であるとされている。その際、判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等に対する①「日常生活支援」に加えて、②「入院・入所等の手続支援」か③「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施することを求めることが適当であるとされており、自事業と同様に、実施主体において利用者本人の「意思決定支援」も適切に確保することが求められる。

なお、地域における権利擁護支援に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村は「権利擁護支援推進センター」を設置することができるとされており(現在の設置状況は市町村の約68%)、今後、よりいっそう整備が進められることになる。

KCD ラボ代表 松端 克文

(武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授)

毎月ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

シリーズ 障害者支援 超実践！ ⑨

～〇〇のあり方ってどうなん？～

◆意思決定支援—研修で考えたこと

11月28日に、兵庫県知的障害者施設協会の障害者支援施設部会主催で、意思決定支援についての研修会が兵庫県福祉センターでありました。意思決定支援については、近年いろいろな場所で議論がされているテーマです。正直言って、むずかしい……。地域生活の定義や当事者の気持ち、意思決定と自己決定の関係など、よく目にする言葉ですが改めて考えるとぼんやりしている事柄を、楽しく学ぶことができました。

講師の須河氏（社会福祉法人いづみ福祉会理事長）は、まじめな内容をご自身の体験談などを交えて、おもしろくお話しされていました。もはや漫談（笑）。そのなかで特に印象に残っているのが、『私に聞きましたか？』という問いかけです。これは須河氏が2001年に全社協施設長資格研修を受講した際にメモしたものであるということで、当時の資料『知的障害を持つ人達によるサービスや生活の質を問う指標（米国）』に記載されているものを紹介されました。ドキッとしました。そう言われると聞いてないことのほうが多くないですか？

この資料はアメリカで1993年ごろに開発されたもので、「Personal Outcome Measures (POM)」と呼ばれる評価ツールだと思われます。当事者の視点を重視し、サービスの質ではなく本人の生活の質を評価する目的で作成されています。最新版(2017年版)では、21項目が次のようなカテゴリーに分かれています。すべて本人の視点を重視した質問です。

1. 健康と安全

- あなたは健康であると感じていますか？
- あなたは必要な医療サービスを受けていますか？
- あなたは安全だと感じていますか？

2. 個人の権利

- あなたの権利は尊重されていますか？
- あなたは差別されていませんか？

3. 選択と自己決定

- あなたは自分で選択できますか？
- あなたは自分の生活に関する決定に参加していますか？
- あなたの希望は支援計画に反映されていますか？

4. 人間関係

- あなたには大切な人間関係がありますか？
- あなたは友人を持っていますか？
- あなたは家族との関係を維持していますか？

5. 社会参加

- あなたは地域活動に参加できますか？
- あなたは社会に貢献できていますか？

6. 個人の目標と成長

- あなたには個人的な目標がありますか？
- あなたはその目標を達成するための支援を受けていますか？
- あなたは学びや成長の機会を持っていますか？

7. 住まいと生活環境

- あなたは自分の住まいに満足していますか？
- あなたは住まいを選ぶことができましたか？

8. 経済的安定

- あなたは経済的に安定していますか？
- あなたは必要な資源や支援を受けていますか？

9. 尊厳と尊重

- あなたは尊厳をもって扱われていますか？

これらは「本人に聞く」ことを前提にしており、私に聞きましたか、という視点が根底にあります。

よかれと思って聞かずに勝手に考え、決めてしまうこと。これは“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを私たち抜きに決めないで）にも反していますが、支援という言葉のもとで多くあるように思います。

研修の後半はグループワークでした。意思決定支援に関連していくつかのテーマに沿って意見交換をし、最終的に私たちができることはなにか、について考えました。

たいそうなことはできないかもしれませんが、日々の活動や生活のなかで「あ、これ聞いてみよか」「勝手に決めたらあかんよね」と思いながらご利用者とかかわることは、みんなができそうです。

◆『身近な支援者』

—広域的支援人材⇒公益的支援人材として

12月1日に兵庫県庁で兵庫県強度行動障害支援にかかるネットワーク会議がありました。陽気会からは私と大谷さんが出席しました。1回目は7月16日に実施され、今回が2回目です。広域的支援人材として今後、どのように活動をしていくのかといったことを中心として意見交換等を行いました。

広域的支援人材をととてもわかりやすく表現すると、地域でご利用者の対応に困難さを感じている事業所等と契約をして訪問し、サポートするという役割です。事業所はサポートを受けることによって加算（集中的支援加算1）が算定されます。詳しくは“兵庫県集中的支援”で検索を。

「制度」ですので、もちろん規則等に則って運用されます。ではなんのための制度か？もちろん「困っている人たちを」となります。なので、私個人としては福祉の前提である「困っている人に手を差し伸べる」を変わず実践するだけ、と考えています。

それで、身近な支援者としてどうあるべきかを考えてみました。「身近な」の中身はこれまでも述べてきました。距離的なこと、日常的なかかわりの頻度。これらとあわせて、「かかわりやすさ」がなにより大切であると考えています。つまり気軽に相談でき、いつでも会える関係性と心理的な距離感。“会いに行けるアイドル”的な。

広域的支援人材、という名称はなんとなく仰々しく、気軽さが損なわれそうな気がします。取り組むことは地域の事業所支援。地域支援です。対象は事業所ではありますが、ケースによってご家族のことを考える必要もあると思います。制度上は家族の支援について明確に触れられていません。

制度上の広域的支援人材⇒地域に貢献することを第一とする「公益的支援人材」として、私にできることを精一杯やり切ろうと思います。（サポート統括部 遠山 伸一）

取り組み報告 こんなこと、しています ～サニーサイド神戸より～

就労継続支援 B 型事業所サニーサイド神戸では、「利用者へ就労の機会・生産活動の機会の提供」、「就労移行に向けた訓練や支援の提供」を目的として、ご利用者 31 名の方々にさまざまな作業を提供しています。今号では、サニーサイド神戸での作業を紹介します。

◆主な作業内容

【屋内作業】

○タオル畳み作業(週 5 日)

タオル、オシボリ、バスタオルを「検品・畳む・数量を数える・袋に入れる」作業を行っています。作業工程が分担化しやすい作業で、複数の作業工程を担っているご利用者や、ひとつの工程を担っているご利用者もいます。



○絶縁ステッpler作業(週 5 日)

ランナーに「釘をさす・検品・ハサミを使ってばらす・計量・箱に詰める」作業を行っています。ランナーに釘を刺す工程は、幅広いご利用者が担うことができる作業です。



ランナーにくぎを刺す



計量して箱詰め

○ねぎのトリミング作業 (週 5 日)

ねぎの運搬、選別、納品を行っています。主にねぎの選別作業を行なっています。ねぎの原料の状態によって、選別方法も変わってきます。



○ミニトマトのパック詰め・シール貼り作業(週 2 日)

神戸フルーツフラワーパーク内の作業場で、ミニトマトの計量・パック詰めと、パックにシールを貼る作業を行っています。



○ビール瓶のラベル剥がし作業(不定期)

ビール瓶に貼り付いているラベルを剥がす作業です。1本ずつ粘着部分が残らないよう、ていねいに剥がしていきます。



○古民家カフェ(週 2 日)

三木市吉川町にある古民家を利用して、法人施設のご利用者を対象に、ケーキや飲み物などの喫茶を提供しています。



【屋外作業】

○神戸フルーツフラワーパークの管理作業(年間 56 日)

神戸フルーツフラワーパーク内で、落ち葉拾いや草抜き、草刈等を行っています。



○草刈作業(不定期)

法人内や法人外の施設、個人宅等から依頼を受け、草刈・剪定・除草・草回収まで行っています。



○野菜の栽培(週2日~5日)および野菜販売(週1日)

約1反の畑地で、季節の野菜の栽培を行っています。採れた野菜は法人内や店舗等で販売しており、皆さんから「おいしい」と好評です



◆昨年度からの新規作業

○自転車の整備作業(週2日)

令和6年6月から、神戸市社会福祉協議会の放置自転車の整備モデル事業の取り組みを受けて、「自転車の解体・組み立て作業」を行っています。



○清掃作業(週5日、週2日)

令和6年11月から、清掃業者から清掃方法を学んで、法人内施設の居室や廊下、トイレ・洗面台・浴室等の清掃を実施しています。令和7年6月からは新たな清掃場所も増えていて、清掃の手順にも慣れてきました。



○弁当の盛付作業(月4回)

令和7年6月から、弁当の盛り付けを行っています。一度に、平均約60個の弁当を約2名のご利用者で弁当箱に盛り付けていきます。



◆課題

サニーサイド神戸では、ご利用者が自信を持って社会参加できるよう職業的な面からの支援と、ご利用者の「働きたい」「自立したい」という気持ちに寄り添い、その人らしい生き方を支援するために、専門的な知識はもちろん、ご利用者一人ひとりと向き合う誠実さやコミュニケーションを大事にそれぞれの特性、年齢、本人の意向や得意な部分等からさまざまな作業を提供しています。

サニーサイド神戸のご利用者の平均年齢は45歳ですが、10代1名、20代11名、30代11名、40代0名、50代3名、60代8名、70代4名で、50代以下16名、50代以上15名と高齢化が進んでいることもあって、ご利用者が取り組める作業が固定化しつつあり、幅広い年齢層のご利用者が一緒にさまざまな作業に取り組んでいる状況です。ご利用者それぞれ年齢や意向、就労継続支援B型を利用する目的も異なっている部分があるため、幅広い年齢層のご利用者一人ひとりへよりよい支援を行うことが課題だと考えています。

◆今後

ご利用者の意向、身体状況や年齢等から、大きく一般就労に向けたチームと生産活動に特化したチームに分け、それぞれに合った作業支援を進めていきたいと思っています。

昨年度から新規作業として清掃作業や弁当の盛付作業の導入しており、特に年齢の若い利用者を中心に、役割を任せられたことで、自ら作業の準備や作業工程を聞きにくること等、責任感や積極的な作業への姿勢も見られています。

今後も生産活動の提供のほかにも一般就労につながるような作業を取り入れていきたいと思っています。

個別支援計画の作成においては、ご利用者の意向による本人参加型モニタリングの実施、作業面と生活面の両面から計画を作成するようにしています。

また、ご利用者の方々にサニーサイド神戸を楽しく利用していただくため、個々の状況をより把握できるよう作業工程の分担化や明確化および作業場のレイアウトを工夫し、「できること・作業工程が増えること・工賃が上がること」を感じていただくことでモチベーションアップややりがい、サニーサイド神戸の楽しさにつながる取り組みを進めていきたいと思っています。(サニーサイド神戸 池田 哲史)

ちょっといいですか？大西ですけど…

－福祉業界のハラスメント－

◆〇〇ハラスメント

今、世の中には「ハラスメント」という言葉があふれかえっています。パワーハラスメントにはじまり、セクシュアルハラスメント、モラルハラスメント、マタニティハラスメントにパタニティハラスメント、カスタマーハラスメント、そして最近では、IT 機器を使いこなせない人へのテクノロジーハラスメント…と書き出せばきりがありません。その種類は 50 以上あるとも言われています。これらのハラスメントの中には、法律によって厳格に対応を求められるものから、だれかが面白半分で創り出した（と思われる）ものまで、幅が広く、いずれにしても私たちの仕事や生活に縛りを与えています。

どれもこれも、その定義がむずかしいと言われてはいますが、基本的には、相手が嫌がる行為を繰り返して、精神的な苦痛を与える言動とされています。が、これもあやふやな点があり、精神的な苦痛を感じる内容やレベルは、人によって違います。ひと昔前なら、打たれ強い人とか、打たれ弱い人、繊細な人とか、メンタルが強靱な人といった言葉で、その違いを表現していましたが、今では、この言葉ですらハラスメントに当たってします。

◆ハラスメント防止の基本

そもそも、このハラスメントという言葉が世に出回ったのは 2000 年前後かと記憶しています。1995 年ころまで続いたバブル期は、長時間労働、厳格な上下関係、能力至上主義、男尊女卑…、裏から見れば多くの歪みをもった社会風習を創り出しました。そしてバブルが一段落したとき、その歪みに気づき、これをハラスメントと称して、会社をはじめとした社会全体を矯正していこうという動きになったのではと推測します。

福祉の業界も、この流れの影響を受けてきました。ただ、ほかの業界と違う点は、従業員間のハラスメントに加えて、ご利用者との間にもハラスメントが存在している点です。過去、施設によっては、職員は先生と呼ばれ、ご利用者は呼び捨てにされ、支援ではなく支配が行われていました。職員によるご利用者へのパワハラやセクハラが存在していたともいえます。

どこかに、自分勝手な驕りや優越感があるからハラスメントが起こります。相手を尊重する気持ち、相手に感謝する気持ち、自分を謙遜する気持ちがあればハラスメントは起こりません。職員に対してもご利用者に対しても「人」として大切にする気持ちを持ち続けることが、ハラスメント防止の基本になるのだと思います。（大）

陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958 年 9 月 1 日に知的障害児施設おかば学園を開所し、2025 年の 9 月から 68 年目に入りました。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、

陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です

施設・事業所サポーター 年間 10,000 円

個人サポーター 年間 1,000 円

サポーターの皆さま、いつもありがとうございます

陽気会のホームページ
リニューアルしました

編集委員会：松端 克文
大西 博之・朝日 満子
大島 由香利

〒651-1313

神戸市北区有野中町 2-5-19

社会福祉法人陽気会

KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.

Tel : 078(981)7271

Fax : 078(981)0825

HP : <http://youkikai.or.jp/>

Email: kcldlab@youkikai.or.jp

